

2019環機放第29号

2020年 2月28日

関係各部署長 殿

環境安全保健機構 放射線管理部門長

高木 郁二

放射線障害予防小委員会委員長

栗原 達夫

2019年度 第3回 登録者教育訓練について（通知）

標記のことについて、京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程第12条及び放射線管理要領第16条*に基づき、RI登録者及びエックス線登録者は年度内に再教育訓練（現行規程では登録者教育訓練）を受講しなければなりません**。つきましては、今年度の再教育訓練（8月までに実施）または登録者教育訓練（9月以降に実施）をまだ受けていない者に下記の登録者教育訓練を受講するよう周知し、名簿等の提出をお願いします。

記

1. 実施日 2020年3月10日～20日
2. 方法 サイバーラーニングシステムによる e-learning***
3. 手続き 受講予定者名簿を作成し、3月9日（月）16時までにファイルにパスワードをかけて KUMail ストレージでお送り下さい。
4. 提出先・問合せ 環境安全保健機構放射線管理部門 小林
TEL: 075-753-7530
Mail: krooms@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

以上

*エックス線登録者が受講するのはエックス線特別教育ですが、今年度に限っては年度当初に改定前の規程によって再教育訓練の義務が発生していたため、第16条を準用して再教育訓練を実施します。

** 今年度新たに登録した者を除きます。

*** 例年は講習会の形式でこの教育訓練を実施してきましたが、新型コロナウイルス予防対策のため、今回は e-learning で実施します。アクセスやログインなどの具体的な受講方法は、受講予定者に別途連絡致します。名簿に記載されていない者が受講しても無効になることをご留意下さい。